

市 民
要 典

特 255

146



始



特 255
146



宇都宮二荒山神社

市 民 要 典

宇都宮市小學校聯合研究會編纂

序

我が宇都宮市は栃木縣に於ける、政治、經濟、交通、教育、其の他諸般の中樞に位置し、往時より關東北隨一の大都會と稱せられ、此所に活動する市民も傳統的に優秀なる資質を享有し、而かも種々の修養機關と生活環境とに依りて相當良好なる市民的態度を馴致せられたり。然りと雖も更に進んで縣内都邑の模範となり、全国各地の大都市に伍し、大いに我が國勢に善處せんとするに於ては未だ現状を以て満足すべきにあらざるなり。

即ち本市は一層進出に關する地理的、歴史的情勢を正確に理解し熱烈なる郷土愛の精神を保持し、特に本市の産業及經濟狀況の周知に力め、忠實其の業に服し、官民一致協力して我が市の理想たる生産都市の建設に邁進すべきなり。尙ほ又市政一般を了解し、公民の心得を體認して善良有爲且つ法治下の市民たる覺悟を固むると同時に、禮儀作法を熟知して儀禮的生活を營み絶えず品位の向上に努力すべきなり。



茲に鑑みる所ありて、我が宇都宮市小學校聯合會は其の事業の一として、専ら尋常小學校卒業後の宇都宮市青年男女並に一般市民に對し、常識養成上の資料を蒐集し、加ふるに市民生活に必須なる事項を網羅して、所謂『市民要典』を編纂し、前述の趣旨に即する市民教育の一助ともがなとして今回此の刊行を見るに至りし所以なり。宜しく本市民たるものは職の如何を論ぜず、男女の

別を問はず、日常生活の伴侶として活用あらんことを切望して止まざるなり。

本書の編纂に當りては前述の趣旨に基づき、廣く本市に關係ある地誌、殖産、行政、公安、修徳其の他各方面より市民常識及生活上緊要なる事項の拔萃、要約につとめ、よりよき市民の教養を強調したるを以て、其の内容は多種多様に亙り、勢ひ無系統に流れんとするを怖れ終始充分其の統一に留意したるものなり。尙ほ尋常小學校卒業兒童の讀物に適合せしめんとして、其の叙述に苦心を注ぎしも材料の如何によりては、其等兒童の未經驗の種目も加はり稍々難解の點あるを指摘さるゝも止むを得ざるなり。然れども將來相當の年月を経、次第に知能の増進するに従ひ、必ずや讀解し得るに至るを信するものなり。

終りに本書編纂の過程に於て市役所、警察署、商工會議所、諸先輩を始め各方面より、多大の有益なる參考資料を提供せられしことを深く感謝する次第なり。

昭和十二年二月

宇都宮市小學校聯合研究會々長 羽石朝太

|| 市民要典 目次 ||

第一章 宇都宮

第一節 沿革	一	第四節 名所舊跡	一八
第二節 聖跡	三	第五節 志士偉人	三三
第三節 神社佛閣	二四		

第二章 市民と作法

第一節 皇室	二七	第八節 招待及び響應	四七
第二節 神社・佛閣・教會	三〇	第九節 婚禮	四九
第三節 祝祭日・國旗・軍旗・國歌	三二	第十節 訪問と名刺	五三
第四節 日常心得	三三	第十一節 紹介	五五
第五節 敬禮	三五	第十二節 接客・應待	五五
第六節 物品の授受・進撤	三六	第十三節 祝賀・見舞・告別・送迎・弔問	五八
第七節 茶菓・食事	四〇	第十四節 贈答	六〇

第十五節	葬儀	六六	第十九節	圖書	六九
第十六節	集會	六七	第二十節	道路及公園	七〇
第十七節	劇場・競技場・音樂會等	六七	第二十一節	乘物	七一
第十八節	博物館・美術館・展覽會等	六八	第二十二節	國際	七一
第三章 其の他					
第一節	市民の行事	七二			
第二節	諸屆様式	七四			
第三節	納税期日一覽	七六			

市民要典

第一章 宇都宮

第一節 沿革

あつま路やおほくのふびすたひらけてそむけはうつのみやこそきけ (権律師謙忠)
 ねさめうき旅の夜床を思ひやれころもうつのみやの里びと (回國雜記)

宇都宮の地は往昔池邊郷といつた。大きな沼地があつて、此の沼地を中心に村落をなしてゐたのであらうといふ。池上町はその名残で、馬場町の花屋敷にある鏡ヶ池は、その池の一部分が僅に現存してゐるのだと傳へられてゐる。

鎌倉時代には古多橋驛(小田橋驛ともいふ)とも稱したが、何時しか宇都宮といふ様になつた。そして池の邊郷、小田橋驛、宇都宮と地名の變るにつれて、いよいよ開けて行つた。即ち地名の改變は宇都宮の發展の姿であつた。かくして今では誰あやしむ者もなく宇都宮と稱してゐる。しかしこの

宇都宮といふ名稱の成立については種々の異説がある。二三を挙げて見ると、國幣中社二荒山神社は下野國の一の宮である所から、その一の宮が訛つて、うつ宮となつたのであらうといふ。これは二荒山神社の御由緒の中にも述べてある。またもこは移の宮と呼んだものが、うつ宮と變つたといふので、うつしの宮といふわけは、第十代崇神天皇の御代に、第一皇子である豊城入彦命が東國平定に此の土地にお下りになり、平定の後、河内郡雀宮あたりでおかくれになつた。そして雀宮は命の御靈を鎮め給ふた地であるといふので、しづめの宮と呼ばれ、後に其の御靈を宇都宮の地にお移しになつたので、うつしの宮と呼ばるゝといふのである。またうつ宮のうつは美稱で、賞めたるへたのであるといふ論もある。宇都の宮の、うつは征討の意味で豊城入彦命が夷賊を御征伐なされた其の御武徳をたゞへ奉る意味で稱するといふ説もある。かく異論はあるが、宮は二荒山神社を指すのであるから、如何なる過程を経て宇都宮と稱する様になつたかは容易に斷定する事は難かしいにしても、社の名であつた宇都宮が、地名宇都宮となつたといふ事は想像するに難くないのである。斯くして宇都宮家の第三代朝綱が始めて宇都宮左衛門尉と號してから、地名としての宇都宮も廣く

世に知られるに至り

神もさぞうつくしむらむうつのみやいがきに來なく旅のうぐひす (下野歌枕)

花の會は過ぎてもさらに卯の花の白ゆふかくるうつのみやしる (源義長)

など歌はれてゐるが、皇都を去るこも遠いので、王化に浴するこも少く、土地開けず加ふるに蠻民各地に跋扈して居て、甚だ穩かでなかつた。

人皇第十代崇神天皇は、第一皇子豊城入彦命をして東國を平定させられた。宇都宮地方に居た蝦夷は江曾島附近又は西原附近で皇軍と戦ひ、破れて東北に敗走した。命は後に二荒山神社の御祭神となられたお方で、四方の民を撫で慈み、叛くものは懇に諭し、國土を拓き産業を奨励されたので人口は日に増し、文化は月に進み、人民深く悦服して皆その徳になづいた。景行天皇の五十六年八月、御諸別王詔を奉じて東國の都督となつた。其の子孫留まつて萬民を愛撫した。其の後仁皇第十六代仁德天皇は豊城入彦命の御子孫奈良別王を以て下野國造となして、下野國を治めさせた。其の御子孫は代々當國を治めるこもなり、殊に宇都宮附近を中心として統治したもので、白ヶ峰丘

上、雷電神社、八幡山、戸祭山等にある古墳は、當時の高貴の方々及び從者の墳墓であらうといふ。斯くして宇都宮の地は天皇統治の下に、良民安心して生活する事が出来る様になつたのである。

一、宇都宮城

第一代城主藤原宗圓は、攝政藤原兼家の二男道兼の孫で近江國石山寺の座主であつた。人皇第七十代御冷泉天皇の御代に、源頼義勅命を奉じて、安倍頼時討伐の爲め下野國に下向された。宗圓又朝敵調伏祈禱の詔を拜し、天喜二年八月下野國に下向した。調伏大いに効あつて安倍の一族滅亡後、康平六年二月下野國守護職に補せられ、同時に宇都宮社務檢校職に任ぜられ、後日光座主を兼帯した。後此の地にミヨマリ、今の舊城址を中心として宇都宮城を築くに至つたのである。城廓は本丸、二の丸、三の丸に区分し、周圍に堀をめぐらし、八つの樓、十二の門等備はらないものもなく、龜ヶ岡城と稱して、關東七ヶの名城の隨一であつた。その後本多正純城主となるに及んで、更に大修繕を加へ、大谷石を以て城壁を築き上げたので愈々堅牢なる城廓となつた。

子孫相繼ぎ國綱第二十二代の城主となつた。天正十二年四月北條氏直大軍を率ひて來攻したので

宇都宮勢は佐野經名沼に邀撃して一勝一敗、同年六月再び出陣して田所に會し、戰鬪百餘日、遂に勝敗定まらず、同年十二月氏直再び來攻、壬生、皆川何れも落城したが、ひこり宇都宮城は泰山の如く微動だにもしなかつたので北條氏も兵をまこめて引揚げた。それより數年の後天正十八年豊臣秀吉、北條氏を小田原に討つや、宇都宮勢は軍功を表はし本領十八萬七千六百十三石、安堵の教書を賜はり、國綱は從四位侍從に補せられ、羽柴の稱號をさへ賜はり、從四位侍從下野守羽柴と稱した。文祿元年正月秀吉朝鮮征伐の軍を起すや、國綱は三月一日將兵七千五百人を率ひ釜山浦に上陸各所に轉じて軍功があつた。ところが國綱には繼嗣がなかつた。そこで秀吉は、淺野長政の二男采女正を養子にする様に申し渡した。當時大阪詰の家老今泉但馬守、北條勝時等其の請を受ける様進言した。一族の芳賀高之之を聞き大いに憤り、宇都宮家世繼ぎなき時は芳賀より繼ぎ、芳賀になき時は宇都宮より繼ぐこゝは、前代よりの例である。今更時の權勢に押されて祖先を辱しめんや、郎黨數多召し具して朝鮮征伐の先手と稱し上洛し、聚樂第の秀吉に言上した。秀吉も理非分明したので、詮方なく高武の望みに任せた。其の爲め家老北條勝時は京都四條河原で斬罪にせられ、今泉

但馬守は國元上三川城に追はれた。高武之を夜討して上三川城を攻め落したので、主従十五人菩提寺長泉寺へ入つて自及した。

秀吉朝鮮征伐の軍を起すに當り、軍役は内高によつて定むべしとの五奉行等の申請により、之を許す。文祿四年の冬朝鮮に出陣中の國綱を召還し、大目付役荒木主人正等を遣はして、突然宇都宮領に繩入を始めた。その結果三十九萬餘石を算した。茲に於て『四十萬石の地を持つて十八萬石に申すは公儀を偽り軍役相勤めざるこゝ不届に思召浪人申付る者也。且家中之面大身小身は申すに及ばず、小者たりとも召具し候儀相成らず旨申渡す云々』と遂に慶長二年十月十三日宇都宮城は關所となつた。

宗圓が宇都宮城を築いてより二十二代、五百五十年、關東八家の隨一として權勢ありし宇都宮家も全く滅亡してしまつた。國綱は行くには家なく、小者の供奉も許されず、遂に武州石濱で病死した。其の子彌五郎高綱は後水戸家の老臣に列せられた。宇都宮家が滅亡するや、慶長二年十月秀吉の命に依り淺野長政城代として入城し、同三年春まで在城した。交替に會津若松の蒲生飛騨守秀行

が新地十八萬石で入城した。秀吉入城するや、城廓の修理、町内の擴張等町治大いに見るべきものがあつた。秀吉薨じ間もなく關ヶ原の戦ひとなり、飛騨守秀忠に供奉して功があり、慶長六年八月再び舊領會津へ所替になつた。

次に大河内金兵衛城代として來た。慶長八年八月まで在城。二十六代城主奥平大膳太夫家昌上州小幡から入城。慶長十三年十月十九日卒した。その子奥平美作守忠昌繼いで城主になつた忠昌城下の發展に心を注ぎ元和元年町制の擴張、整理、町區の改正、街道の變更等を行ひ、宇都宮の繁榮に意を注いだ。元和五年十月幾多の功に依り一萬石加増され下總國古河へ所替になつた。忠昌の後を襲いで本多上野介正純、元和五年十月下總佐倉から入城した。正純も亦前城主と同様、城下の根本的改畫を企て日光御社參の御宿城として遺憾ない様に町中の割替、三日月堀の新築、居城の修理等に業績を挙げた。諸工事に大谷石材を始め使用して、大谷石材の今日の基を開いたともいはれてゐる。歴代城主中これ程に城下の改畫に力を盡した城主なく、宇都宮家にまつては中興の明主であつた。併し、在城僅かに二ヶ年半、元和八年三月上旬上司の確執のため出羽に配流された。傳

八
説「釣天井」事件を起した城主である。本多氏以後戸田氏に至るまでの城主は積極的な治績はなかつたが、日光参拜の庶人通行と共に著るしく發展を遂げ宇都宮の名はいよく天下に知らるゝに至つた。

二、山陵修補

戸田家の山陵修理は蒲生君平の山陵志の精神に其の因を發してゐる。更に之を實行に導いたものは荒廢した歴代の山陵を修理し、一は朝廷のため忠勤を勵み、一は幕府に臣下としての偉業を立てさせ、一にして勤王翼幕の實を挙げ、併せて戸田家の滅亡を防がうとする縣信結等の熱誠であつた。此の熱誠が藩論を統一し費用や幕府への思惑さかの幾多の難問題を突破して千載の美名を成さしめたのである。文久二年九月二十九日家老間瀬和三郎は、家督滿之助に譲り、宗家の家來渥見祖太郎等以下三十餘名を引き連れ江戸を出發し、同年十月九日京都に到着した。文久二年十月十四日より實地調査に移り、文久三年正月二十一日和三郎は從五位下大和守に任ぜられ、五月愈々修理に着手した。仕事中途にして本國に水戸浪士事件ありて一部の人々は歸國を命ぜられ、その上資力

は缺乏する。天下は驟然なる等あつたが、屈する事なく自ら資金を調達し、或は鋤鍬を取り、日夜營々として勵んだ結果、その努力は遂に報いられ慶應元年十二月には神武帝陵を始め、御火所と共に九十九ヶ所を完成し、明治元年七月二十九日全く竣工を告ぐるに至つた。

此の期間約六ヶ年、經費二十二萬七千五百六十八兩を要した。功に依り大和守は宗家より一萬石を分與されて分家し、京都若年寄を拜命し役料千俵を賜はり、慶應三年七月二十一日には孝明天皇の御葬送御用係を拜命した。

三、維新前後の宇都宮

此の頃は尊王攘夷論が盛になり天下はいよく騒がしくなり、拾收すべからざる状態となつた。水戸浪士田丸稻之右衛門外數十名は勤王攘夷の爲めに筑波山の天嶮に據つて兵を挙げたが、日光に於て東照宮の神位に依り志士を糾合しやうとして元治元年四月はじめ同勢百七十餘名隊伍堂々宇都宮に來た。宇都宮藩の同意を得ようとしたが成らず、一方宇都宮藩は大いに驚き日光奉行及江戸藩邸に急報した。浪士は四、五日滞在して日光山に向つた。日光の警戒嚴重のため大平山に行き、

大平山事件を起した。此の際、縣信組は浪士のために種々の便宜を與へた。これを水戸浪士事件、又筑波山事件ともいふ。此の爲め宇都宮藩は減俸の命を受けたが、山陵修理の功に依り勅命を賜はつて事なきを得た。一同聖恩に感泣した。

明治元年佐幕黨の志士上野の一戦に破れるや江戸を脱して同志を糾合、大島圭介を大將として宇都宮城を攻撃せん。小山に向つて進軍して來た。宇都宮城にあつては山陵修理によつて驍名高い戸田忠恕公、縣信組等の勸めに依つて佐幕軍討伐するために石橋を経て小山町に進軍した。官軍は此の外に彦根及須坂の兵三百人ほどであつた。戰機熟して四月十九日戦ひは開かれた。之が戊辰戰爭である。宇都宮軍よく戦つたが敵軍の猛襲に敗退。加ふるに戦火の爲めに城主忠恕公は上州館林に通走難を避けた。かくして宗圓築城以來の宇都宮城は猛火のため落城の悲運に陥つた。繁華であつた市街も餘すところなく焼土と化してしまつた。宇都宮の敗報一度總督府に達するや官軍總進撃となり、四月二十二、二十三日に亘り一大激戦を展開した。佐幕軍奮戦せしが、遂に官軍のために再び宇都宮城を奪回された。城主忠恕公歸城して封内を警戒したが此の一戦に心勞少からず爲に發

病、四月二十七日遂に長逝された。時に享年二十二歳であつた。明治元年二月十九日將軍徳川慶喜罪を得て謹慎蟄居するや、城主忠友之を歎き、歎願謝罪のために奔走、五月八日歸國した。大政奉還と共に封土藩籍を返上し、明治二年六月二十四日宇都宮藩知事に任ぜられ、十七年七月八日子爵に列せらる。大正十三年二月八日薨去、特旨を以て從二位に叙せらる。

明治二十二年四月には町村制施行と共に宇都宮町となり、二十九年四月には市制を施行して宇都宮市となつた。其の後各種の制度も整ひ、産業、教育、衛生、軍事、交通等の機關の整備も相俟つて益々發展し、昭和七年には遂に都市計畫が進められ、道路の改修、新道路の設定、區畫の整理等と共に愈々大都市の面目を備へて來た。

宇都宮城歴代城主

藤原宗圓—宗綱—朝綱(宇都宮氏ノ祖)—業綱—頼綱(蓮生法師)—泰綱—景綱—貞綱—公綱—氏綱—基綱—滿綱—持綱—等綱—明綱—正綱—成綱—忠綱—興綱—尙綱—廣綱—國綱(宇都宮氏亡ア)—淺野長政—蒲生秀行—大河内金兵衛(城代)—奥平家昌—忠昌—本多正純—奥平忠昌—昌能—松平下野守忠弘—本多下野守忠泰—奥平美作守昌章—阿部對馬守正邦—戸田山城守忠眞—越前守忠余—能登

守忠盈—松平主殿頭忠祇—主殿守忠恕—戸田大和守忠實—能登守忠翰—戸田日向守忠延—山城守忠温—因幡守忠明—越前守忠恕—土佐守忠友

第二節 聖 跡

宇都宮は豊城入彦命の御下向以來、皇子孫東國鎮撫の政廳のあつた地で、皇室との關係は古くから深かつたが、帝都と遠く離れた邊鄙な地であつた爲めに、親しく輦駕を迎へ奉るこゝが出来なかつた。然るに明治天皇の東北御巡幸によつて、始めてこの光榮に浴し得たのである。

一、行在所 鐵砲町鈴木久右衛門氏宅、明治九年六月五日、明治天皇奥羽御巡幸の御途中、鈴木氏宅を行在所と定められ、舊城趾内の東京鎮臺宇都宮分營に於て、練兵を天覽あらせられた。翌六日日光に行幸、九日還幸あり、十日一日御駐蹕の後十一日奥羽へ向け御發輦あらせられた。次いで同十四年八月二日には北海道御巡幸のため、當地に行幸再び行在所たるの光榮に浴した。同年十月八日北海道からの還幸に際しては芦野町から御乗馬で宇都宮に行幸、行在所たる鈴木氏邸に入らせられた。

大正四年八月、宇都宮市は市會の協賛を得、三萬一千八百圓を支出して之を買収し、大正九年玉垣其他の工事を施し、翌十年八月二日に盛大な竣工式をあげ、永く大帝の御遺徳を偲び奉るこゝにしたのである。

二、大本營 栃木縣廳、明治二十五年十月二十一日陸軍特別大演習御統裁の御爲め、大本營と定められたる栃木縣廳に行幸あらせられ、越えて二十三日から三日間演習御統裁、二十六日には平出原で觀兵式を行はせられた。明治四十二年十一月五日、大演習御統監の御爲め宇都宮に行幸、再び栃木縣廳を以て大本營と定め給ひ、五日間に亘り各地に於て演習を御統裁遊ばされ、十一日東京へ還幸あらせられた。

三、賜酺の地 明治二十五年十月の陸軍特別大演習の終つた後、大帝群臣を舊城趾に御召しになり酺を賜はつた處、今同所西側の中央部に有栖川宮威仁親王の御揮毫に成る「天皇親臨賜酺處」に刻んだ大記念碑が立てられてある。尙宇都宮地方專賣局構内にも一ヶ所ある。

四、御野立所 今泉町にあり、明治四十二年の大演習の際、行幸御統監遊ばされた所である。又

西原町瀧の権現にも一ヶ所ある。

第三節 神社佛閣

一、神社

1. 二荒山神社 社格は國幣中社、市の中央曰ヶ峰の上にある。延喜式に記載された下野一の宮、祭神は崇神天皇の皇子、豊城入彦命で事代主命と大物主命とを合祀してある。崇神天皇の四十八年四月活目尊を立て、皇太子をなす、豊城入彦命を以て東國を治めさせられた。是れが上毛野の君の始祖である。

二荒山神社は宇都宮大明神と言つて、古くから朝野の信仰が頗る厚かつた。承平年中藤原秀郷は將門追討に當り、七日間調伏を祈り、又文治五年七月には源頼朝奥州の泰衡を征伐するため下野に來た時、御幣を奉つて祈願をなし、同十月には御報賽の爲め當國に下向あつて御幣を奉り莊園を捧げられた。

斯様な由緒ある二荒山神社には年中數多の祭典があるが、大祭として知事が幣帛供進使として参向せられるのは、二月十七日の祈年祭、十月二十一日の秋山祭、十一月二十四日の新嘗祭である。祈年祭は秋の新嘗祭の前祭である。天下の農家は手に水の泡をかきませ足に泥土をかきよせて努力勤勉して作ります故暴風や洪水にも會せず豊作で國民が食糧問題に困苦するやうの事なく秋の新嘗祭を壯嚴に立派に奉仕させて下さいと奏上するのである。秋山祭は昔は大湯祭といはれた。すなはち朱雀天皇の天慶二年(皇紀一五九九年)平將門叛亂の時天朝より鎮定の御祈願あり、三年正月に將軍依藤太藤原秀郷公も祈請せられ、その二月十四日將門の滅亡につき公は甲冑、弓箭、太刀を奉納され、天朝よりは秋山(大湯)、御田主(小湯)の二祭を創められたのである。現今も毎年御神鏡を奉納する古式が傳へられてゐるがそのゆかりである。今日は知事が供進使となつて天皇陛下よりの御幣帛及び神饌を神前に奉獻せられるのである。従つて寶祚の無窮、國威の宣揚、國民の幸福を祈願するのである。新嘗祭は秋山(大湯)祭につぐ昔の小湯祭日であるから後年に新嘗祭と定められたのである。知事が供進使となつて天皇陛下よりの御幣帛及び神饌を神前に奉獻せられるのである。即ち新穀奉賽の祭で更に大御代の彌榮を祈り國民の平安を願ふのである。

2. 招魂社

廣馬場の東、荒尾崎の丘上にある。明治六年に建造され、舊宇都宮藩主戸田忠恕を始め、明治維新以来の各役に戦死した諸兵の魂を祀つてある。明治九年六月、畏くも明治天皇此處に行幸せられ勅宣を賜はつた。毎年四月三十日には官祭によつて盛大な式典が行はれる。

3. 八坂神社

今泉町にある村社で、祭神は天照大神・素戔鳴尊・國常立命・菅原道實の四神である。宇都宮初代宗圓の建立したものと云はれてゐる。七月に催される祇園祭は近郷近在に聞えた名物である。

4. 蒲生神社

吾が宇都宮が生んだ偉人蒲生君平を祭神とするもので八幡山公園の南方にある。大正十一年社殿造営の事天聰に達し、畏くも金七百圓御下賜あらせられた。

5. 其の他の村社 八幡宮(宿郷町) 八幡宮(八幡山) 高籠神社(戸祭町中城) 瀧尾神社(西原町) 高籠神社(兼瀬町)

二、佛 寺

1. 臨濟宗—興禪寺(今泉町)・報恩寺(西原町)

2. 淨土宗—慈光寺(塙田町)・清巖寺(清水町)・淨鏡寺(西塙田町)・光淋寺(大寛町)・大運寺(西大寛町)

常念寺(下河原町)

3. 曹洞宗—成高寺(塙田町)・桂林寺(清住町)・祥雲寺(戸祭町)・安養寺(西原町)・臺陽寺(南新町)・

林松寺(川向町)・光明寺(塙田町)・天勢寺(塙田町)

4. 眞言宗—生福寺(寺町)・花藏院(今泉町)・延命院(壽町)・能延寺(小田町)

5. 日蓮宗—妙正寺(上河原町)・妙金寺(寺町)・法華寺(寺町)

6. 時宗—應願寺(宿郷町)・一向寺(西原町)・寶勝寺(本郷町)・本願寺(塙田町)

7. 天台宗—普願寺(宿郷町)・寶藏寺(小袋町)・光徳寺(兼瀬町)

8. 眞宗—正行寺(泉町)・觀専寺(西原町)

9. 黄檗宗—眞福寺(壽町)

第四節 名所舊跡

一、國 寶

1. 鐵鑄卒塔婆



婆塔鐵寺巖清 (寶國)

清水町の清巖寺にある鐵鑄の大卒塔婆で、高さは三三〇糎、幅三〇糎、厚さ七糎、重量は實に一八七五斤である。

六百年の昔、宇都宮八代の城主貞綱が母の爲めに建てたもので、元は下の宮の東勝寺にあつたのであるが、同寺が廢寺になるに及んで此處に移されたもの

で、明治四十四年國寶に指定された。

2. 阿彌陀女來像

西原町一向寺に安置される銅佛で、高さ約一米、宇都宮滿綱が建立した長樂寺



來如陀彌阿 (寶國)

の本尊であつたが、後一向寺に移されたのであつて、俗に汗かき阿彌陀ミ呼び、大事件のある時は水滴が汗の如くに全身を流れて事變の前兆をなすといふので衆人の信仰が非常にあつた。大正三年八月に國寶となつた。

二、名所舊蹟

1. 宇都宮城址

市の中央に位する御本丸がそれである。本城は康平年中、藤原鎌足公の後裔道兼の曾孫宗圓の築くところ、當時江州石山寺の座主であつた宗圓は、源頼義奥州の賊安倍頼時を征伐するに當り、頼義に従つて東國に下向し、朝敵調伏の祈禱を行つた。賊徒平定後其の功によつて

下野國守護職、日光座主、宇都宮社務檢校職に補せられた。宗圓こゝに城を築いて永住の地を定め子孫相繼ぐこゝ二十二代、五百五十年に及んだが國綱の時に滅びて仕舞つた。けれども其の後徳川氏によつて此の地に封ぜられた城主は十餘名にして、常に關東地方の要害の地として重要な位置を占めて居たのである。惜いかな戊辰の兵火に遇つて城樓は燒失し、僅かに残る外壕と塘堤こによつて、昔の面影を偲び得るに過ぎない。併し今は公樂園と稱して八幡山公園と共に市民共樂の地となつて居る。

2. 八幡山公園 元は鹽田園といつたのであるが市は之を買收し地域を擴張して諸般の設備を施して市民共樂の地としたのである。東西南の三方よく開けて遠く日光、那須、筑波の山々を眺め、殊に秋冬の候天よく晴れた時は秀麗なる富士の靈峰を遙かに仰ぎ見るこゝが出来る。市は年々多額の費を投じて萬般の設備をなし以て市民の歡樂に供して居る。

3. 軍道の櫻 市の西郊を南北に走る一筋の道路、其の兩側に婉々々々續く櫻の並木、里餘に亘つて數千本、パツミ開いた花の隧道、電燈の光に映えて其の美しさは銀河を紛らふばかりである。吉野

初瀬も何のその、正に天下第一を誇るに足る。

4. 鏡ヶ池 馬場町花屋敷にある小池、昔此の池から鏡が出たので二荒山神社に奉納した。かうした譚から鏡ヶ池の名は起つたのだといふ。

5. 二の丸の大櫓 市役所構内にある周十六米、高さ五十米の古木、有爲天變の歴史を他所に見て超然たるこゝ茲に一千年、明治戊辰の役に賊軍が此の樹上から城中を俯瞰したこゝいはれてゐる。

6. 三の丸の公孫樹 旭町二丁目百間堀のほこりにある大木、三百年の樹齡を重ね、周圍十米に及ぶ。

7. 荒尾崎 廣馬場の東、招魂社の鎮まります小丘で宇都宮から豊郷村邊を池邊郷といつた當時に呼びなされたものだといふ。

三、碑 及 墳 墓

1. 碑

イ、勅旌の碑『勅旌忠節蒲生君平里』の碑は明治二年、當時の藩知事たる戸田忠友公が、朝廷の命

によつて、東京街道南新町の入口に建設した由緒深い碑である。明治大帝奥羽御巡幸の際、畏くも鳳駕を碑前に駐めさせ給ひ、特に祭祀料を賜はつた。

ロ、戸田公の碑 戸田忠恕公が山陵修復及び維新の功によつて、従三位を贈られた時、明治三十一年に有志の人々が建てたのである。舊城址本丸にある。

ハ、贈正四位蒲生秀實の碑 二荒山神社境内にある蒲生君平の碑。

ニ、明石志賀之助の碑 舊城址本丸入口にある。角力横綱の開祖。

2. 墳墓

イ、鴛鴦塚 大町を流れる求食川の岸にある。おしどりを射た獵師が彼等の情に感じ、屍を町重に葬つて供養した所と言ひ傳ひられてゐる。

ロ、蒲生君平の墓 清住町桂林寺境内に『贈正四位蒲生君平之墓』の標が立つてゐる。

ハ、處士強介の墓 八幡山墓地内にある。幕末の志士で、墓石の文字は生前自ら書いたものだといふ。

ニ、奥平内藏允の墓 今泉町興禪寺境内にある。淨瑠璃坂仇討に關係ある人。

ホ、樋爪五郎秀衡の石塔 上河原町幸橋のほりに、三峰神社祠と並んで五輪の石塔が二基ある。秀衡は樋爪太郎俊衡法師の一族で文治五年源頼朝が藤原泰衡を征伐した時補虜として宇都宮

に來り、二荒山神社に仕へしめたものである。

ヘ、岡田眞吾の墓 桂林寺境内にある。宇都宮藩士で幕末の志士。

ト、三藏山古墳 縣廳裏山にあり。瓢形をした昔の貴族の墓と同形で、豊城入彦命の御墓であらう

と言はれるが詳かではない。

チ、枝源五郎の墓 埴田町慈光寺境内にある。文明年間に知られた宇都宮の俠客である。

第五節 志士偉人

一、蒲生君平 寛政三奇人の一人、宇都宮新石町に生れた。幼時母から祖先の話聞いて大いに悟るころあり、鹿沼の碩學鈴木石橋の門に入った。太平記を讀むに及んで皇室の御衰微を知り、寛政十一年憤然として宇都宮を發し、各地を歴歩して御陵に詣で、其の荒廢せる様を見ては悲憤の涙

をしぼつたのである。斯くして氏は東奔西走して知己を尋ね、遂に山陵志を著した。其の他著書多く職官志、神祇志、氏族志、兵志、刑志等最も有名である。

明治十四年功によつて正四位を贈られ、蒲生神社建設に當りては、畏くも多額の御下賜金があつた。

二、兒島強介 宇都宮の人、十四歳の時藤田東湖の詩を讀みて敬慕するところとなり。遂に其の門に學ぶ。十九歳で江戸に出て國學を修め、傍ら劍道を學んだ。勤王の志深く常に皇室の衰いたるを愾き、又關老安藤對馬守が朝命を輕んじ、外夷に親近するを歎じ、大橋順藏、菊地教中を謀り、水戸の同志を糾合した。文久二年正月安藤關老を坂下門外に要撃したる時は不幸病氣の爲め參加し得ず、郷里に留まることゝなつたが後捕へられて獄に下された。同年六月病を以て獄中に斃れた。年二十六。

三、岸上安臣 宇都宮藩の重臣である。文久三年廣田執中と共に脱藩して、長藩の久坂元瑞、高杉晋作等と謀り東西を奔走して公卿の間に策をめぐらした。元治元年七月には眞木氏の砲術長として

從軍し、會津、薩摩、彦根、桑名の四藩兵を交へて敗れ、天王山で自刃した。明治三十一年正五位を贈られ、今は靖國神社に合祀されて居る。

四、大橋順藏 上野赤城村の人、佐藤一齊に學び戸田侯に仕へた。

嘉永六年米穀浦賀に渡來するや、關邪小言を著して攘夷を主張した。安政六年蠟三樹小塚原に刑死したのを知り、刑場に行つて其の屍を收め墓石を建てた。折しも安藤信正關老となり、廢帝の故典を索ぬるを聞き、兒島強介、三島三郎等と共に倒幕の謀をなしたが、間もなく捕へられた。文久二年七月宇都宮藩に幽せられ、同年十二月遂に病に斃れた。年四十七、後靖國神社に合祀せられ、明治二十四年十二月從四位を贈られた。

五、廣田執中 宇都宮藩の侍講、勤王の志篤く幕府の專横を憤り、岸上安臣と共に脱藩して長州に走り高杉晋作等と國事に奔走し其の間下關に外艦を砲撃した。元治元年福原等と共に、會津、桑名、薩摩の兵と蛤御門に戦ひ、敗れて天王山に退き、眞木和泉守等十六人山頂に剖腹して果てた。靖國神社に合祀せられ、明治二十四年從四位を贈られた。

六、岡田眞吾 醫師の家に生れ、大橋訥庵に學ぶ。文久元年大目附を拜し儒學教授を兼ねた。幕政亂るゝに及んで、義兄松本鎮太郎及兒島強介一橋刑部卿を擁して義兵を擧げようとしたが、事顯露はれて獄につながれた。後許されて専ら子弟の教育に従ひ、歸藩しては軍事顧問、中老職、宇都宮裁判官等に歴任して、明治五年十月病死した。

七、菊地教中 嘉永年中藩主の許可を得て鬼怒川沿岸の荒地を開拓して良田二百八十町歩、民家九十四戸、人口三百四十七名を得、士籍に列せられた。勤王の志深く、大橋訥庵は其の義兄であるところから、常に時勢を論じ、安藤要撃後獄に下されたが、出獄して宇宮藩邸に禁錮せられ、文久二年八月病死した。今靖國神社に祀られてゐる。

八、戸田光彩 幼時から武事を好み齋藤彌九郎の門に入り、専ら劍道を修めた。其の頃俚論が八ヶ間敷く起つたけれども、藩士の士氣が甚だ振はないのを見て、同士三十二人血書して尙武の氣象を鼓吹した。後小川館の盟約に入り田丸、藤田等常野の間に轉戦し元治元年九月水戸磯濱に戦死した。年二十九、維新後靖國神社に祀られて居る。

第二章 市民と作法

第一節 皇室

我々は萬世一系の皇室を戴き、金甌無缺の國體を有するこの國土に生れたことは、無上の光榮であり無上の幸福である。燦として輝く三千年の歴史は御仁慈にあらせられる上皇室の賜に外ならぬのである。我々國民は祖先の遺風を繼承し、忠君を勵み皇室の隆昌を祈るに共に常に皇運を扶翼し奉るの用意がなければならぬ。苟も皇室に關する限り不敬不臣の言動があつてはならぬ。

一、皇室に關する談話・記述等には必ず敬稱・敬語を用ひ、不敬に亘らぬやう注意せねばならぬ。
二、兩陛下を始め奉り皇族方の御眞影・御肖像等は丁寧に取扱ひ、不敬に亘らぬやう注意せねばならぬ。

三、皇室の御慶事には皇室に向つて萬歳を奉唱し、御凶事には謹慎・哀悼の意を表し奉るること。

四、皇室に關する用語の例

- 1. 陛下 天皇・皇后・太皇太后・皇太后に對し奉る敬稱。

- 2. 殿下 皇太子・皇太子妃及び其の他の皇族に對し奉る敬稱。
- 3. 行幸 天皇の御出まし。
- 4. 還幸 天皇の御還り。
- 5. 行啓 皇后・太皇太后・皇太后・皇太子・皇太子妃の御出まし。
- 6. 還啓 三后及び皇太子・皇太子妃の御還り。
- 7. 鹵簿 行幸啓の行列。
- 8. 御成 皇族の御外出。
- 9. 便殿 天皇・三后の御休息所。
- 10. 詔書 皇室・國家の大事について天皇の宣し給ふ文書。
- 11. 勅語 天皇が一般國民に仰せ出される御言葉。
- 12. 令旨 三后・皇太子其の他皇族の御仰せ。
- 13. 御製 天皇御作の御歌。

- 14. 御歌 三皇・皇太子其の他皇族御作の歌。
 - 15. 天覽 天皇の御覽遊ばすこと。
 - 16. 台覽 三后・皇太子其の他皇族の御覽遊ばすこと。
- 最敬禮 天皇・皇后兩陛下を始め奉り、御眞影・皇族方に對し奉つて行ふ敬禮で、神佛に對しても亦行ふ。此の際特に恭敬の誠意を旨とし、嚴肅に行はねばならぬ。
- 一、立禮に於ては先づ直立の姿勢をこり、謹んで注目し、上體を約四十五度に傾け手を自然に下げ、凡そ一呼吸の後、徐ろに元の姿勢に復し再び謹んで注目する。殊更に頸を曲げ膝を折らぬこと。
- 二、坐禮に於ては先づ正坐の姿勢をこり謹んで注目し、兩手の食指を相接し、兩肘を膝側に近づけ徐ろに俯して、顔を手の甲に近づけるやうにし、凡そ一呼吸の後靜かに元の姿勢に復し再び謹んで注目する。此の場合上體を屈する時腰を上げ頸を曲げぬこと。
- 奉送迎 行幸啓を送迎し奉るには指定の場所に整列し、豫じめ帽子・外套等を脱ぎ、容儀を正し御車（御乗馬）御通過の際誠意をこめて嚴肅に最敬禮を行ふのである。

一、團體にて送迎し奉る場合には總指揮者は團體の右翼に位置し、前驅の見えたる時各員は總指揮者の『氣を付け』の號令によつて一齊に脱帽し、直立不動の姿勢をとり、御車（御乗馬）が團體の右翼約三十歩に近づきたる時總指揮者の『禮』の號令にて最敬禮を行ひ、總指揮者の『直れ』の號令にて徐ろに元の姿勢に復し、御車（御乗馬）の御行進に伴ひ目迎目送する。御車（御乗馬）が團體の左翼より通過する場合は指揮者は左翼に位置するのである。

- 二、行幸啓の際沿道の家屋にては、窓・障子等をこざし、扉越し又は高き所より拜してはならぬ。
- 三、送迎者雑沓の際は老人・幼者・婦人等には成るべく前列に位置を譲るがよい。
- 四、雨具を用ふる場合は大雨雪にあらざる限り之を脱すること。
- 五、鹵簿御通過の後は亂雑にならぬやう靜かに退散するがよい。

第二節 神社・佛閣・教會

一、神社・佛閣の前を通過する場合には敬禮をなし、先哲・偉人等の墓碑・記念碑等の前を通過する時にも、相當の敬意を表すべきである。

二、神社・佛閣・佛閣等に參拜する時又は教會に入る時は、心身を清め相當の服裝をなし、不敬に亘らざるやう注意せねばならぬ。

三、神社に於ける禮拜は二拜・二拍手の後更に一拜をなし、佛閣での禮拜は合掌禮をなすが普通である。尙何れの祭場に於ても司祭者の指揮に従つて行動し、不敬に亘らざるやう注意せねばならぬ。

第三節 祝祭日・國旗・軍旗・國歌

祝祭日に於ける心得

一、祝祭日にはなるべく家業を休み、心身を清め家長に祝辭を述べ、一家團樂に心掛くべきである。

二、祝祭日には特に家の内外を掃除し、門戸には必ず國旗を掲げ、且つ家族は服裝を改むるがよい。

國旗の取扱及び其の掲揚法

- 1. 國旗は國家・皇室の祝祭日或は慶弔等には必ずこれを掲げねばならぬ。
- 2. 國旗は特に鄭重に取扱ひ、濫りに裝飾などに用ひることはよくない。

3. 國旗の掲揚法は單旗の時は内より見て右の門柱に立て、双旗の時は別々に立て掛ける。外國

旗を交叉する時は外國の竿は外側に、内より見て左よ

り右に差し立て、旗が右方に傾へるやうにする。

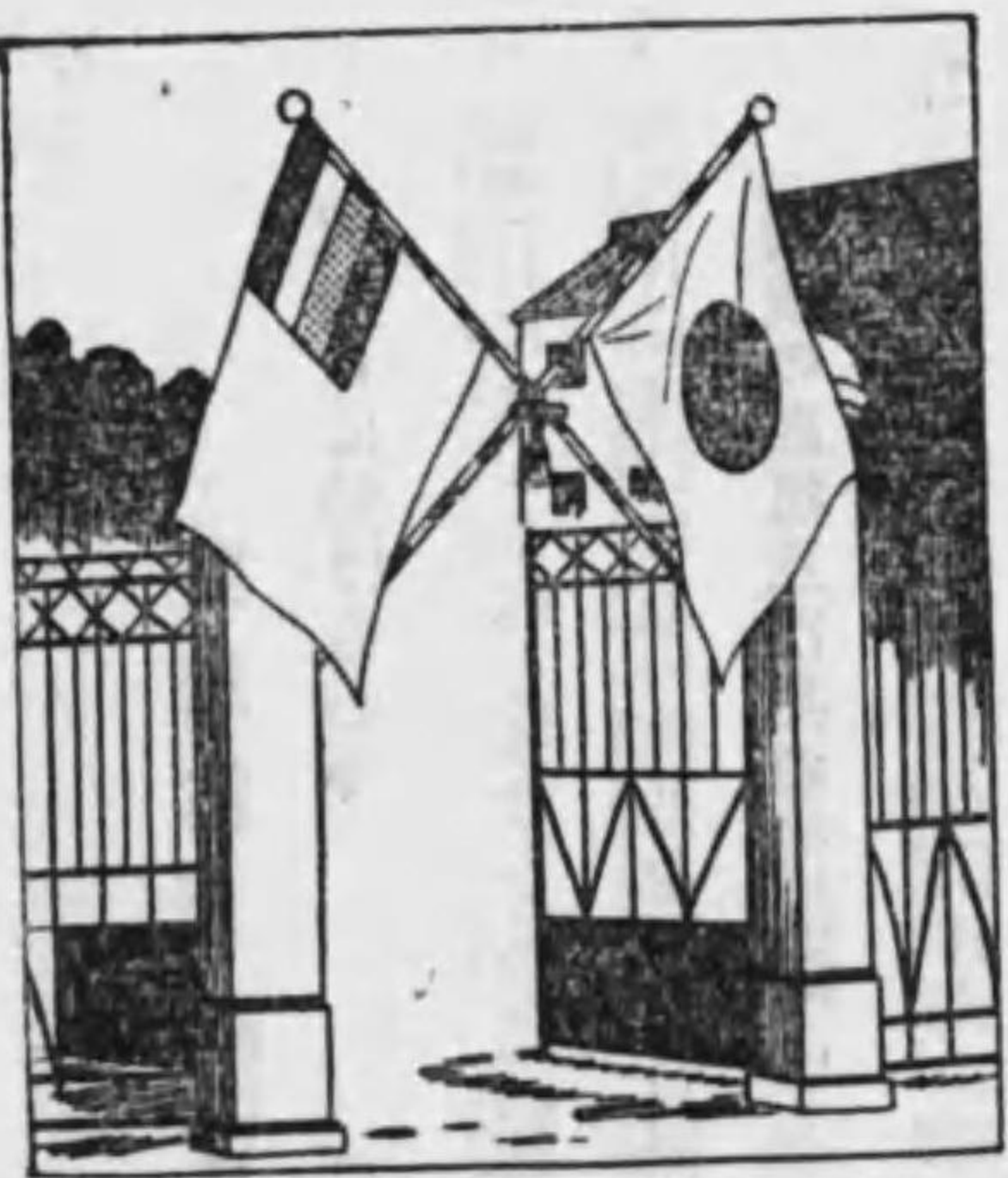
4. 弔旗は球を黒布を以て覆ひ、球と旗布との間に横

ご等長の黒布を着ける。外國に對して弔意を表する時

は半旗を掲げる。此の際旗竿の三分の一の所まで旗を

下ける。

5. 國旗を掲げる時間は通常日出より日没迄である。



又交の旗國外と旗章日

三、祝祭日には家庭の神々に禮拜をなし、又氏神・産土神等に參拜することが肝心である。

四、四大節及び其の他特に定められたる祝祭日には、學校・官衙・工場等に於て相當の儀式を挙げ、

其の所屬員は必ず參列して祝意を表すべきである。

軍旗及び軍艦旗

一、軍旗及び軍艦旗は一般國民として之れを充分愛護尊重せねばならぬ。

二、軍旗の通過に出逢ひたる場合は、脱帽して敬禮すべきである。但し上覆のある場合はこの限り

ではない。

國歌に對する心得

一、國歌が奏せらるゝ場合には必ず脱帽して直立の姿勢をこるべきである。

二、國歌を合唱する場合には謹慎の態度を失つてはならぬ。

第四節 日常心得

姿 勢

一、直立の姿勢 上體を眞直にして口を閉ぢ、下腹部に稍力を入れ、兩足の踵をつけて兩脚を伸ばし、手は指先を開かぬやうに自然に垂れ、眼は前方を正視する。

二、腰掛の姿勢 上體を眞直にして腰を深く掛けて兩足を正しく床上に揃へ、兩手は股の上又は机卓子にかけ、眼は前方を正視する。

三、正坐の姿勢 上體を真直にして下腹部に稍力を入れ、兩足の拇指を少しく重ね、兩手を股の上
に置き又は軽く組み、眼は前方を正視する。

言語・動作

一、皇室に關する談話の場合には必ず容を改め、相當の敬語を用ひねばならぬ。
二、他人の氏名を呼ぶ場合には相當の敬語を附し人に對して自分の家族・親族等の氏名をいふには
敬語を用ひず『父』『母』『姉』『妹』又は『弟』『妹』などと呼ぶがよい。

三、對稱は普通には『あなた』『自稱は普通には『私』『いひ、男子にありては同輩の時『君』『僕』『こいふも
差支はない。

四、室内にて對話する時に先方が坐せる場合には自分も坐し、立つてゐる場合には立ち、腰掛けの場
合は腰を掛けて應對するがよい。言語は總て明瞭にし餘り高い聲を出さぬやう注意するがよい。

五、先方が用事又は對話中の時は適當の場所に待ち、先方の應じた際若しくは對話の途切れた時に
話かけるがよい。然し急用の場合は一禮して『お忙しい所失禮ですが』又は『お話中失禮ですが』と申し

て話かけるがよい。

六、他人の對話中はなるべく言語・動作を靜かにし、他人の對話に差出口をしてはならない。

戸・障子・扉の開閉

一、戸、障子、扉、襖等は靜かに開閉し、明放しにしてはならぬ。

二、他人の室に入らうとする時には、
日本室ならば許可を受け、洋室なら
ば軽く扉を叩いて應答を待つて入る
がよい。

三、扉を開閉するには右開きの場合は
把手を右手に持つて、靜かに之を開
くと共に旋りながら室内に入り、内



右開きのドアのツク

側の把手を左手に持ちかへて靜かに閉ぢる。左開きの場合は之れを反對にする。

四、戸・障子・襖等を右に開かうとする時は、先づ開かうとする引手の前に跪き、右手を引手にかけて少し開き、次に左手を下部に掛けて適度に押し開く。之を右に閉ぢる時には其の戸の前に跪き、右手で下部を持つて引き寄せた後左手を引手にかけて正しく閉ぢる。左に開き又は閉ぢる場合は之を反對にする。

用便

- 一、便所は汚さぬやう注意し、用便の後は手を清め、厠用の履物は入口に揃へてぬぐがよい。
- 二、厠の出入はなるべく人目にたぬやうに静かにし、其の戸は決して開放してはならぬ。
- 三、厠の戸に「用便中」の表示の装置のない場合は開ける前に戸を叩いて使用者の有無をたしかめるがよい。
- 四、水洗便所に入りて用紙の備へ付ある場合は、必ずそれを用ひ、決して固形物を放流するやうなことがなく、又その構造によつては使用後に水を流すことを忘れてはならぬ。

第五節 敬

敬禮は先方に對し敬愛の眞情を表す形式であるから、誠意をこめて丁寧に行ふことが肝心である。此の際特に注意すべきことは注目であつて、此の注目のない敬禮は魂の抜けがら同様である。尙敬禮を受けた時は必ず誠意を以て答禮すべきである。たゞ目下の者に對した場合でも答禮を缺いてはならぬ。

普通敬禮

- 一、立禮は先づ姿勢を正して先方に注目し、次に上體を靜かに屈し、兩手は膝の上に至るを度とし、又元の姿勢に復す。上體を屈する速さ、復する速さは大抵同一でなければならぬ。又屈する度合は長上同輩・下輩により十五度乃至三十*



(禮敬通普) 禮坐

- * 度の間に於て加減すればよい。殊更に頸を屈け、膝を折るなどはよろしくない。
- 二、坐禮は先づ正坐の姿勢をとり、次に兩手を膝の前に八字形に置き、兩肘を膝の兩側に近づけ、同時に靜かに上體を前方に傾け顔を座面に近づ

ける。上・中・下輩によつて手の開き上體の傾け加減に差等のあることは前と同じである。この場合標元の見えぬやう、又腕を張り腰を上げぬやう注意しなければならぬ。

最敬禮

第一節『皇室』の部参照の、一、二。

行逢の禮

- 一、知人に行逢つた時は少しく手前で立禮をする。
- 二、尊長に行逢つた時は左方に避け數歩前で立度まり、右斜に向つて敬禮し先方の行過ぎるのを待ち歩き出す。
- 三、貴人に行逢つた時は約十米位で立止まり、上體を稍前方に屈して待ち、直前を通過せられる時、謹んで敬禮し數米行過ぎられるのを待つて體を復し、其の後進行を始める。
- 四、葬儀に行逢つたときは柩に對し敬意を失はないやうにする。

通過の禮

- 一、人の前を通る時は會釋する。
- 二、尊長の前を通るときは少しく體を屈め、凡そ二、三步前で斜に先方に向ひ、場合に應じて軽く立禮若しくは坐禮を行ふ。
- 三、相對する人の間を通らないやうにし、我が前を通る人が會釋した時は答禮する。
- 四、尊長が前を通る時は立ち又は坐せる儘敬禮する。椅子により居たる場合は立つて敬禮する。

第六節 物品の授受・進撤

一般の心得

- 一、すべて物品を授受するには丁寧に取り扱ひ、先方の受け易いやうに出すがよい。
- 二、授受進撤には相當の敬禮會釋をなし、物の輕重・大小・性質により兩手又は片手によるがよい。

授受進撤

- 一、書翰・圖書を進めるには表を上にし、先方に向けて丁寧に出す。
- 二、辭令書・證書等を渡すには之を先方に向け、開いたまゝの場合は上部を兩手で持つて差出し、

若し折つたまゝの時には右手で渡すのが普通である。

三、辭令書・證書等を受けるには授ける人の前凡そ三歩の所に立止まつて敬禮して廻つて退く。



方め進の子帽

四、帽子を進むるには其の内面を下にし、前部を先方に向け、両手で縁を持つて差出し、之を受けるには右手を添へて受取るがよい。

五、座蒲團を進めるには左手で下より支へ、右手を右端に添へて持出で、適當の場所を見計らつて、客の前に脆き下に置く。そして両手

で手前を持ち少し上座の方に寄せて押し進める。

六、小刀・ナイフ等は柄を先方に向けて進める。

第七節 茶菓・食事

茶の進め方・飲み方



方み飲の茶お

一、煎茶を進めるには茶托又は茶臺に載せ、左手にて支へ右手を添へて持ち出で、一旦座上又は卓上に置き、一禮して退く。

二、茶を飲むには茶碗を左手に載せ、右手を添へて静かに飲み、飲み終つたなら右手で茶碗を茶托の上に置く。此の時茶碗を伏せぬがよい。

菓子・果物の進め方・食べ方

一、菓子は適當の器に盛つて進めるか、又は銘々の器に盛り、其の品物に應じ箸・楊枝・匙等を添へて差出す。敷紙を折つて盆に置き、其の上に菓子を載せ差出すこともある。

二、菓子類は箸・楊枝等で適當に取つて食べるがよい。各自に對し器物に盛つて出され、こぼれ易

いものは器を取り上げて食べるがよい。

三、果物類を進めるには適当な器に盛り、ナイフを添へて進めるか、又は客の食べよいやうに皮を剥ぎ、種子を去り之を銘々の器に盛り、楊枝・フォーク等を添へて差出すがよい。

四、果物を進められて食べる時は、皮や種子は懐紙に包み、見苦しからぬやうに始末するがよい。廃棄物入を出された時は之に入れるも差支ない。

コーヒー類の進め方・飲み方

一、コーヒー・紅茶等を進めるには茶碗を受皿の上に置き、匙を添へ兩手で持ち、茶碗の把手を客の左方になるやうに進める。匙は客の方に柄を右に向くやうに受皿の上に置き、匙の上に角砂糖二箇を載せるのが普通である。

二、コーヒー・紅茶の類を進められた時は先づ右手で



方め進の琲珈

角砂糖を入れ匙で静かにかき廻し、匙を受皿の上に置き右手で把手を持って静かに飲む。受皿のまゝ左の掌に載せ、右手で把手を持って飲んでよい。

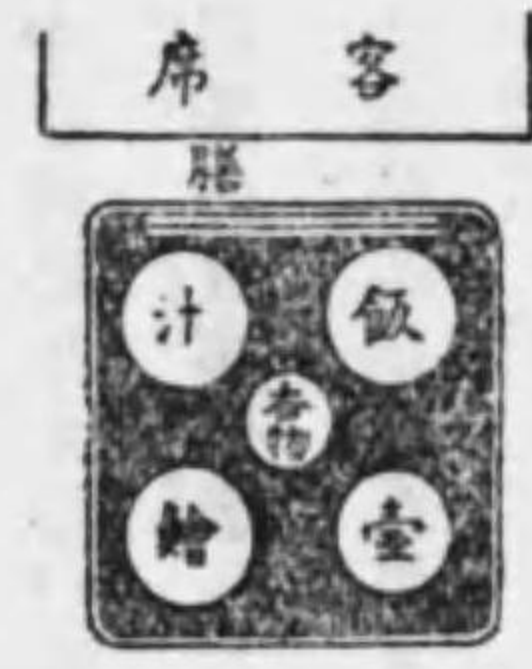
食 事

一、一般の心得

1. 食事の前には手を洗ひ、口を嗽ぎ、容儀を整へること。
2. 食事の始め・終りには長上及び同席者に對して相當の挨拶をなすこと。
3. 食事中は始終和樂の態度を保つことが肝要である。然し大聲で談笑することは慎まねばならぬ。
4. 食事中は姿勢を正し、容儀を亂さぬやうに注意し、餘り急ぐことなく、よく咀嚼する。

二、日本料理の食事作法

1. 正式の食膳は二汁五菜・三汁七菜である。之を省略するには膳及び菜汁の数を減すればよい。
2. 膳部は本膳を出してから二、三、四、五の膳を出す順序である。膳部及び料理の配置は左の圖の通りである。



四四

3. 主人の挨拶終つて箸を取る。食事を始めるには先づ飯椀の蓋に右手を添へて左手で取り、膳の左側の下に置く。食事が済んだら蓋は元の通りにする。
4. 食事の順序は本膳から始め、次第に二の膳・三の膳に及ぶ。先づ箸の先を一寸汁にしめし、飯を食べ、汁を食べる。飯・汁・飯を食べてからは随意に何を食べてもよい。但し何を食べても必ず飯に還る。
5. 飯の再進を乞ふ時は箸を一旦膳部に置き、両手を持つて椀を差出し、受ける時も同様にする。

6. 箸の扱ひに就て次のやうなことは昔から嫌つてゐる。

- イ、箸なまり あれを食べようか、これを食べようか箸を向けて見合わせること。
- ロ、もぎくひ 箸についた飯粒を唇でもぎこること。
- ハ、握り箸 箸をさか手に握り、肴類を突き割ること。
- ニ、込み箸 口の中へ箸で押し込むこと。

三、西洋料理の食事作法

1. ナフキンは男子はチョツキのボタンにかけ、女子は帯留の下に挟むがよい。胸の上部からかけぬい。
2. ナフキンは單に指先や唇の周囲を拭くに止め、顔を拭いたり、ナイフを拭いたりしてはよくない。
3. ナイフは右手に、フォークは左手に持つこと。但しナイフを要しない食品はフォークを持つて右手で食べる。どちらも柄が掌の中にあるやうに握り、フォークは凹んだ方を下向にして用ひ

る。

4. スプーンは右手に持ち、手前から向ふへすくひ、手前の方から吸つて食べる。
5. スープを飲む時は、すゝる音や器物の音を立てぬやうにし、終つたら、スプーンを上向に皿の中に置く。
6. ナイフで食品を食べたり、フォーク・スプーン等を口の中に入れてたりしないやうに注意する。
7. 食事中一時中止する時は、ナイフ・フォークを八字形に皿の縁にかけて置くのが通例である。
8. 一皿の食物を食べ終へたら、ナイフ・フォークは揃へて皿の上に置く。
9. パンは指でちぎりながらペタをつけて食べる。
10. 料理を持ち廻られたら適宜に取り、好まぬものは断つてもよい。食卓上の菓子・果物は給仕のすゝめを待つて自分の好むものを取るがよい。
11. 果物が出る前に手洗水の水を皿に載せて配る。これは果物を食べてから、指先を洗ふのに使ふのである。

12. 三鞭酒は乾杯用であるから飲む飲まぬに拘らず、給仕の注ぐのを断つてはならぬ。
13. 食事が終つたならば、ナフキンはそのままにゆるくまこめて、卓上に置けばよい。

第八節 招待及び響應

- 一、人を招待しようとする時は、其の事由・日時・場所等を明かにして、凡そ一週間前に口頭又は書状を以て案内すること。正客には内諾を得て日取を定めること。
- 二、招待を受けた時は謝意を表し、速かに参否を答へること。
- 三、出席を答へたる後、出席し得ない事故の出来たる時は其の事由を述べ違約を詫び丁寧に断ること。
- 四、招待に應じ出席する時には、當日相當の服装をなし、定刻前十分位に行くこと。
- 五、着席の順序は主人の指圖に従ひ、若し指圖のない場合は長上の着席を見て下席に着くこと。
- 六、響應中は適宜隣席の人と静かに談話を交換するやうにし、濫りに高聲で談笑せぬこと。
- 七、食事の終るまでは座席を離れぬがよい。若し已むを得ざる場合は、小聲で隣席の人に告げて目

二、結婚披露

1. 招待状には新郎、新婦の両親がそれ〴〵署名するものであるが時には媒酌人又は新郎、新婦が署名することもある。

謹啓益々御多祥に渡らせられ大慶
至極に存じ奉り候
扱此度何某殿夫妻の御媒酌により
某長男某某何女某と結婚致し候
就ては右披露申上度候間御多忙の
際恐入り候へ共來る何月何日午后
何時某所へ御來臨の榮を賜り度此
段御案内申上候 敬具

昭和 年 月 日

何某 殿

何某(新郎の父)
何某(新郎の母)
何某(新婦の父)
何某(新婦の母)

2. 席次。洋式の場合では定刻前二、三十分から新郎新婦、両親、媒酌人等は入口又は受付に近き所に新郎の父母媒酌人の男子、新郎、新婦、媒酌人の女子新婦の父母の順に奥へ列び來賓を迎へ一々簡単に挨拶を交換するものである。此の場合の挨拶は成るべく簡単にすることがよい。

賓多數の場合には豫め席次表又は食卓案内圖を作製して各自に渡し、少數の場合には食卓又は座席等に氏名を配置するもよい。

3. 挨拶。洋式の場合ではデザートコース(食後の茶菓を喫する時間)に入り媒酌人夫妻は新郎、新婦双方両親と共に起立して新郎、新婦を列席者一同に紹介し將來の交誼を指導を乞ひ、當日の來會を感謝する旨を挨拶す。次に來賓の挨拶、祝辭ありて媒酌人の合圖で新郎、新婦及び兩家の萬歳を祈るために一同乾杯するのを例とする。

日本式の場合第一膳の配膳終つた時に媒酌人は新郎、新婦を紹介し挨拶をなし之に對し主賓は一同を代表して祝辭を述べ次に親族の一人列席者に對し謝辭を述べらるものである。

4. 結婚式及び其の披露宴に於ては服装は勿論、言語、動作に注意し、話題等も充分考慮して、不快、不吉なこゝなどを話し合つてはならぬ。會場が愉快的な氣分で満たされるやう努むべきである。

第十節 訪問と名刺

五二

訪問一般の場合

- 一、他家を訪問した時は取次の者に氏名を告げ、又は名刺を出して來意を述べる。
- 二、名刺の大きさ及び紙質は身分に相應したものをを用ひるがよい。
- 三、名刺の書體は成るべく読み易い書體を用ひるがよい。
- 四、公用に用ひる名刺には官職、位階、勲等を記し、私用の場合は氏名又は氏名と住所を記したものをを用ひるがよい。
- 五、訪問して客室に入る時は帽子、襟巻、外套等を携帶せぬがよい。
- 六、客席に案内された時主人が未だその席に居らない時は適當の位置に着席して待ち、主人出で來りたる時は椅子又は座布團を離れて挨拶し、更に主人の進めるのを待つて復席するがよい。
- 七、着席は主人の指圖に従ひ、座布團を進められた時は會釋して坐するがよい。
- 八、客席に先客のあつた時は挨拶するのが禮である。

九、用件の爲めに訪問した場合雑談を避け速かに用件を述べ、終り次第辭去するがよい。

一〇、退出の時は挨拶を爲し、靜かに立ち主人の見送りは辭退するがよい、特に他に來客ある時は尙のこころである。

- 二、訪問の際主人不在なれば、取次に名刺を渡し來意を述べ引返すがよい。
- 三、訪問の時刻は急用の外は食事時或は夜間を避け、又豫め先方の都合を問合せるのがよい。
- 三、青年處女間の單獨訪問は、みだりにせぬがよい。

官衙、會社訪問及從業者

- 一、門衛、受付等に於て來意を通じ、事情によつては單に會釋して通過する場合もある。
- 二、訪問者は制限時間中に於て訪問し先方の仕事の妨げをならぬやう注意すべきである。
- 三、案内書、注意書、揭示等に注意し從業者に迷惑をかけぬがよい。
- 四、建物、備付品などを汚損したり、紙屑などを捨てたりしてはならぬ。
- 五、從業者は誠意と濫容を以て應對するこころが大切である。殊に門衛、受付等は常に好感を以て

五三

迎へるやうに心掛けねばならぬ。

六、來訪者の質問に對しては、親切丁寧に説明するやうにせねばならぬ。

第十一節 紹介

一、互に知らない客が同時に折會つた場合には主人若しくは主婦は、双方の紹介をなすがよい、この場合は必ずしも永続的の意味ではない。

二、同時に多數の人に對して、人を紹介する場合被紹介者の氏名を一同に告げ一々紹介を略してよい。若し一人々々に引合はせる必要あらば先づ身分の高い人を先にし其の他は便宜の順序によるのがよい。

三、紹介の順序は幼者を長者に、身分の低い人を高い人に引き合せるのが禮である。

四、名刺で人を紹介する場合には名刺の右肩に紹介の言葉を記し、左上部に宛名を記すか、又は別に名刺袋に入れて、表に宛名を記して、開封のまゝ之を渡すがよい。

五、書狀で人を紹介する場合には被紹介者の身分氏名、性行の大要及び自己との關係、要件等を簡

單に記すがよい。

六、紹介狀は開封のまゝ本人に渡すか若しくは一應その文面を本人に讀み聞かせた後之を封じて渡すがよい。

七、被紹介者は紹介の名刺又は書狀に自己の名刺を添へて受紹介者を訪問するのが通例である。但し訪問に先立つて、豫め先方の都合を問合せるのが禮である。被紹介者は紹介者に對して其の要件の成否如何に拘らず面會の状況を報告してその厚意を謝するがよい。

八、名刺又は書狀を以て紹介された人々に對しては成るべく面會すべきである。若し都合の悪い場合は丁寧にその旨を告げ、都合のよい日時を示すがよい。

九、被紹介者から名刺を受けた場合には、自分も亦名刺を出すが禮である。但しその地位、身分の高い人は必ずしも一々出すには及ばない。

第十二節 接客・應對

一、來客に接し應對する時は言語・動作を慎み失禮にならぬやう心掛くべきである。

二、客ありたる時は取次の者は直に出で一禮して名刺を受け、若しくは氏名を聞き取次ぐがよい。

三、名刺は鄭重に取扱ひ、又來客の服装容貌等により取扱ひを異にすればならぬ。

四、取次の者が客を客室又は應接室に案内する時は先に立ち室の入口まで到り客を室内に請じ椅子又は座布團を進め客の着席するを待ち一禮して退くがよい。

五、客の着用品、携帶品、履物は之を



坐つて客を迎へる圖

整へ置くがよい。

六、客を案内した時は茶、菓子、煙草盆等を進め冬季は火鉢、夏季は團扇等を進めるがよい。

七、客には速かに面接するがよい。故障の爲め面會し得ざる場合、又は直に面會し難き場合は豫じめ其の旨を鄭重に告ぐべきである。

八、直に面會し得ざる場合は家人をして面會せしめるか、又は新聞、雜誌等を進めて置くがよい。

九、尊長の客ありたる時は主人自ら出迎へて案内し、室に請じ入れ、上座に進め己は下座に着き挨拶すべきである。

一〇、客と面接中は先方に窮屈の感なき様注意せねばならぬ。

二、來客中は家人は濫に其の室に入らぬ様にし高聲にて談話し叱咤等せぬ様にすべきである。

三、客の辭し去る時は主人自ら玄關まで送るを禮にする。若し他に來客ある時は便宜家を



立つて客を迎へる圖

人をして見送らせてもよい。

三、客を送り立關にいたり客の仕度の整ふを待つて挨拶し、しばらく見送つた後靜かに戸、障子を閉ぢるがよい。

四、客を送り出して後、直に談笑する等のこころは慎まなければならぬ。

第十三節 祝賀・見舞・告別・送迎・弔問

一、新年祝賀、出産、結婚、縁組等其の他の祝賀には適當の時期に訪問して祝意を表し、又は書狀を以て祝意を表するを禮とする。

二、新年祝賀の訪問は七日以内に済ますがよい。

三、新年祝賀を受けた時は主人が挨拶に出るのが本體である。

四、訪問の際は服装に注意し禮を失はぬ様にすべきである。

五、祝賀の訪問を受けた時は速かに答禮の訪問をなし、又は答禮の書狀を出すべきである。

六、親戚又は知人の家に病人或は災害等のあつた時は速かに見舞ふがよい。病氣見舞の際は特に言

語動作に注意し長座を避けなければならぬ。

七、災害見舞の際は被害の程度に依り精神的に物質的に援助と慰安とをすべきである。

八、病氣見舞 災害見舞を受けた時は答禮をしなければならぬ。

九、轉居、轉任、長期旅行、入營等の場合は訪問し又は書狀を以て挨拶すべきである。

一〇、長上又は近親者長期の旅行歸り又は除隊等をした場合は出迎ひすべきである。

二、送別の贈物は身分に應じ適當なものを選ぶがよい。

三、送迎を受けた時は速かに訪問、或は書狀を以て答禮すべきである。

三、親戚、知人等の家に不幸のあつた時は速かに弔問すべきである。

四、遠隔の地、又は直接弔問不能の場合は電報若しくは郵便により弔意を表すべきである。

五、弔問の際は言葉を慎み故人の徳或は病氣の様子等を話題とするがよい。

一六、縁故のあまり深くない時の弔問は喪主或は家族を煩はすこなく取次の者に名刺を差出し、弔辭を述べて辭し去るがよい。

- 一七、弔問を受けた時は家人は弔問者の歸りを送り出さないでもよい。
- 一八、弔問に對する答禮は忌明けの後にするがよい。

第十四節 贈 答

- 一、贈物は誠意を表はすに足るべきものを選び、身分不相應にすべきでない。
- 二、贈物は場合に應じ習慣に従ひ季節輕重等を考へ又先方の趣味嗜好に適したものを選ぶがよい。
- 三、贈答品の數量は、普通は奇數を用ひ、凶事には偶數を用ふ。縁組には一個、又は一對を用ひるが通例である。
- 四、金子を贈る場合は報酬、謝禮、御祝儀、香奠等である。
- 五、從來行はれて居る贈物の種類は左の如きものである。
- 1. 新年、中元、歳暮等には嗜好品、日用品の類。
- 2. 結婚、縁組には樽、するめ、鯛、鯉節、眞綿、着尺、袖地、袴地、調度品の類。
- 3. 出産の場合には鮮魚、産着の類。

- 4. 初雜、初織には舞人形、五月人形、幟等の類。
- 5. 誕生、還曆、米壽等には樽、鮮魚、吳服、記念品の類。
- 6. 入學、卒業、開業、任官、榮轉、新築等の祝には鮮魚、裝飾品、家具、學用品、嗜好品、記念品、花輪、花束等の類。
- 7. 日常訪問の手土産には自作手製の嗜好品、實用品、其の土地の産物の類。
- 8. 旅行、轉居、轉任の場合は旅行品、記念品、旅行地の特産物の類。
- 9. 天災の見舞には食料品、器物、衣服、日用品の類。
- 10. 病氣見舞の時は雞卵、その他病人の口に適する食料品、慰安なる花卉、盆栽、繪畫の類。
- 11. 謝禮、謝恩、慰勞等には吳服、器物、金員の類。
- 12. 死去の場合は玉串料、香華料、生花、造花、花環、線香、蠟燭、菓子、果物の類。
靈祭、法事の場合は死去の時と同様の贈物でよい。但し生花、造花、花環の類は除く。
- 六、物品を返禮に贈る時は祝賀の場合は鯉節、赤飯、眞綿、紅白の餅の類。凶事の場合は茶、饅頭、

白木綿、タオル、風呂敷の類である。

七、凶事の爲めに金品を贈られた時は相當の返禮をなすを普通とすれど、其の代りに相當の金員を公共事業、慈善事業等に寄附する場合は、其の人々に對して理由を報ずるに共に謝意を表すべきである。

八、贈物の包紙は奉書、檀紙、糊入、半紙等を二枚重ねて用ひるのが正式であるが、小さい物は一枚を二つ折にし、又は印刷の包紙を用ひてもよい。



合場の事吉



合場の通事

九、贈物の包み方、物品を包紙に載せ先づ左方を折り、次に右方を折つて左の上に冠らせ、其の大

いさに相當した水引を掛け、右上部に鬘斗を添へる。但し凶事の贈物には鬘斗を除く。

一、水引は慶事又は普通の贈物には紅白、金銀のもの。凶事には黑白又は白を用ひ、これを掛ける時は白又は銀を左にし兩輪に結び、結婚、縁組及び凶事の場合は結び切りにするものである。

二、贈物の表書は包紙の中央上部に、御菓子、御肴料、御袴、御着尺、又は進呈、粗品等記し自分の氏名は中央の下部

か下の左側に書くのがよい。

左に表書の種々なる場合を記す。

1. 謝禮の場合 御禮、謝儀、薄謝、寸志等
2. 吉事の場合 御祝、御祝儀、壽等
3. 凶事の場合 御靈前、玉串料、御佛前、御香奠、御香華料等
4. 忌明けの場合、志、満忌志等



合場の事凶



合場の禮御

- 5. 年始の場合 御年始、御年玉等
- 6. 中元の場合 御中元
- 7. 歳暮の場合 御歳暮
- 8. 餞別の場合 御餞別
- 9. 見舞の場合 御見舞
- 10. 神社佛閣に納める場合 上の字一字を記す。或は上大御前、上御佛前等
- 11. 金員を贈る場合は包紙の内部に金額を記すを普通にしてゐる。

第十五節 葬 儀

- 一、葬儀、告別式の通知状には黒柩をつけたものを用ひ、死者の姓名、病氣の経過、死去の日時、葬儀の日取、場所、喪主の姓名、親族の代表者名、親友の代表者名等を記す。
- 二、葬儀に關しては其の土地の習慣、又は家々によつて異なるも徒らに形式、外觀の末に走るこゝなく眞に哀悼の意を表す様行ふべきである。

- 三、會葬する時は出棺前に其の宅に到り氏名を通じて葬送し、又は場合によりては直に式場に到り葬儀に列してもよい。
- 四、會葬中は雑談等を避け、謹んで哀悼の意を表すべきである。
- 五、玉串を捧げ又は焼香を爲す場合は喪主、次に家族、親戚、知友、葬儀係並に一般會葬者の順にする。
- 六、式の終り次第一同退散の時、喪主、親族の者は式場出口、寺の門に立ち列んで黙禮を爲し謝意を表す。
- 七、禮狀は黒柩付のものを用ひ、成るべく當日中に發送するがよい。
- 八、會葬の際は成るべく他人を訪問せぬがよい。
- 九、祭忌
 - 1. 神式 十日祭、二十日祭、五十日祭、百日祭、一周年祭。
 - 2. 佛式 初七日、二七日、三七日、四七日、三十五日、四十九日、百ヶ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十七回忌、五十回忌、百回忌。

一、忌明け 神式は五十日、佛式は四十九日。

二、忌服

親族	忌日数	服日数	親族	忌日数	服日数
父	五十日	十三ヶ月	伯叔父母、母方	十日	三十日
養父	三十日	百五十日	嫡子	二十日	九十日
嫡母	十日	三十日	庶子	十日	三十日
繼父	十日	三十日	養子	十日	三十日
夫	三十日	十三ヶ月	嫡孫	十日	三十日
妻	二十日	九十日	孫	三日	七日
夫の父母	三十日	百五十日	曾孫	三日	七日
祖父母父方	三十日	百五十日	兄弟姉妹	二十日	九十日
祖父母母方	二十日	九十日	異父母兄弟姉妹	十日	三十日
曾祖父母	二十日	九十日	従兄弟姉妹	三日	七日
高祖父母	十日	三十日	姪	三日	七日
伯叔父母、父方	二十日	九十日			

三、忌中にあるものは物見、遊山等を避け謹慎の意を表し、年賀状、祝詞等を送ることは遠慮すべきである。

三、忌中の人に對しては祝賀の席に招待したり、物見、遊山等に誘はぬやうにするがよい。

第十六節 集會

- 一、集會には司會者に於ても來會者に於ても時間を厳守せねばならぬ。來會者は定刻十分位前に出席するがよい。
- 二、談話會 講演會等の際は靜肅にし、已むを得ざる場合の外中坐、退出せぬがよい。
- 三、屋内の集會に於ては帽子、襟巻、外套等を着用せぬがよい。
- 四、來會者は係員の指圖に従ひ、豫じめ會場の設備、會の次第等を心得置くべきである。
- 五、出入、着席の際には先を争ふことなく坐作、進退を靜かにし、長上、老幼を先にするがよい。
- 六、皇室に關係ある事を聴く際は一層靜肅にして謹聴すべきである。
- 七、集會に出席する際の服装は特別の定めのない限り其の會にふさはしいものを着用するがよい。

第十七節 劇場・競技場・音樂會等

- 一、入場の際は入場券を買ふにも先着順に整列して順々に進み、決して人を押し退けたり押ししたり

してはならぬ。

- 二、場内では坐作進退に注意して観賞観覧するがよい。
- 三、場内での飲食喫煙等は必ず所定の場所に於てするがよい。但し其設備なき場所に於ては他人に迷惑をかけぬやう、又場内を汚さぬやうに注意するがよい。
- 四、場内に於ける注意や規則等は堅く守らねばならぬ。
- 五、室内では帽子、襟巻、外套等は着用せぬが禮である。
- 六、開演中は高聲、談笑、批評、拍手、出入等を慎み、特に音楽會の場合は一層是等の點に留意せねばならぬ。若し已むを得ず退場する場合は、人に目立たぬ様に出るがよい。
- 七、乳兒や幼兒は、なるべく同伴せぬがよい。
- 八、競技場に於ては、審判に對して批評をしたり、又は野卑なる應援をなすが如きことは慎まなければならぬ。
- 九、退場の際は出口に近い者から順次に退出し、幼老を勞はるがよい。

第十八節 博物館、美術館、展覽會等

- 一、観覧は、所定の順に従つてなし、他人の観覧を妨げぬ様にするがよい。
- 二、みだりに出品物に手を觸れたり、不注意に万年筆を使用してはならぬ。
- 三、観覧中、貴賓の御入場の場合は、敬意を失はぬやう注意せねばならぬ。
- 四、御物は特に敬虔の念を以て拜觀せねばならぬ。

第十九節 圖書館

- 一、足音を立てざる様注意し、他人との談話を慎み、持物はなるべく始末して机上を取亂さぬがよい。
- 二、讀書の際は黙讀し他人の妨害をなす様な舉動は慎まねばならぬ。
- 三、圖書は汚損せぬやう大切に取扱はねばならぬ。

第二十節 道路及び公園

- 一、道路に紙屑、木片其他危險物を捨てたり、痰唾を吐いたりしてはならぬ。

- 二、公園に於て紙屑、煙草の吸殻、果物の皮、飲食物の包紙等を所定の場所以外に捨ててはならぬ。
- 三、街路樹、公園の動植物等は大切に保護せねばならぬ。
- 四、左側通行を守り、歩道、車道の區別ある所は歩道を歩まねばならぬ。
- 五、曲り角は右大廻り、左小廻りにすべきである。
- 六、道路上ではいふに及ばず、公園内に於ても所定以外の場所で遊んではならぬ。

第廿一節 乗物

- 一、自轉車、オートバイ、自動車、馬、人力車等を乗用する場合は街路の人に危険及び迷惑を及ぼさざる様注意を拂ひ、若し事故を生じた時は直に進行を止め相當の處置をなすがよい。
- 二、船車の切符賣場、改札口では整列して順序を守り混雑せぬやう注意せねばならぬ。
- 三、船車内の清潔を守る爲め、みだりに不用物を棄て、痰唾を吐いてはならぬ。
- 四、船車内に於ては靜肅にし自己の携帶品等のため乗客に迷惑のかゝらぬ様にするがよい。
- 五、夜行の列車、船中では睡眠時間中は特に靜肅にし乗客の安眠を妨けてはならぬ。

- 六、同乗車の氣分を損するやうな談話を懐み、又新聞、雑誌等をのぞき見するやうな事はせぬがよい。
- 七、船車に乗降の際は先を争つてはならぬ。

第廿二節 國際

- 一、大國民の態度を持し、みだりに外國人の容貌を見つめたり、悪口したり、指さしをしたりせぬがよい。
- 二、我が國旗を大切にすると同様外國旗に對しても敬意を拂ひ粗略にせぬがよい。
- 三、外國々歌に對しても敬意を拂ひ、吹奏の際は謹聽すべきである。

第三章 其他

第一節 市民の行事 ()内の數字は日取を示す。

- 一月 新年拜賀式(1)。二荒山神社歳日祭(1)。元始祭(3)。御用始。消防出初式(4)。
- 二荒山小兒健康祈願祭(5)。二荒山獻詠祭(7)。陸軍始觀兵式(8)。初市(11)。

- 春渡祭(15)。藪入(16)。二荒山神社永代太々神樂祭(28)。
- 二月 二荒山月次祭(1)。節分厄除祈禱祭。紀元節(11)。二荒山祈年祭(17)。市の豫算案議決(月末)。
- 三月 二荒山月次祭(1)。桃の節句(3)。地久節(6)。陸軍記念日(10)。所得申告(一五日迄)。春季皇靈祭(21)。卒業式。
- 四月 二荒山月次祭(1)。神武天皇祭(3)。入學式。二荒山花會祭(11)。公德日。結核豫防日(27)。天長節(29)。官祭招魂祭(30)。特別所得申告(三〇日迄)。種痘施行。
- 五月 二荒山月次祭(1)。端午の節句(5)。田舞祭(15)。海軍記念日(27)。二荒山永代太々神樂祭(28)。清潔法施行。
- 六月 二荒山月次祭(1)。ムシバ豫防日(4)。時の記念日(10)。二荒山大祓祭(30)。
- 七月 二荒山月次祭(1)。蒲生神社祭(5)。七夕祭。田川川開(7)。須賀神社祭(15 || 22)。
- 八月 二荒山月次祭(1)。孟蘭盆精靈祭(14 || 16)。藪入(16)。盆踊。

- 九月 二荒山月次祭(1)。滿洲事變記念日(18)。秋季皇靈祭(24)。二荒山永代太々神樂祭(28)。
- 十月 二荒山月次祭(1)。戊申詔書御下賜記念日(13)。神嘗祭(17)。二荒山秋山祭(21)。
- 二荒山菊水祭(28 || 29)。教育勅語御下賜記念日(30)。
- 十一月 二荒山月次祭(1)。明治節(3)。選舉人名簿縦覧(5 || 20)。國民精神作興詔書御下賜記念日(10)。七五三詣(15)。二宮先生記念日(17)。恵比壽講(20)。新嘗祭(23)。
- 二荒山神社新嘗祭(24)。
- 十二月 二荒山月次祭(1)。防火日(1)。冬渡祭(15)。大正天皇祭(25)。市神祭(28)。
- 大祓祭。除夜祭(31)。

委任狀
第二 諸届様式

印 收 貳 紙 入 錢	委 任 狀
今般 何某殿 ヲ部理代理人ト定メ左ノ權限ヲ委任ス 一、何々(委任スベキ事項)ニ關スル件	
年 月 日	住 所
何 某	

(1) 出生届 (本籍者ハ一通 寄留者ハ二通)

本籍 寄留	出生届
戸主 (職業)	氏 名
父 出生子	氏 氏 氏 氏 氏 氏
母 出生時 出生場所	氏 氏 氏 氏 氏 氏
右出生及御届候也	右届出人 氏 名
昭和 年 月 日	年月日生
字都宮市長 殿	

(届用紙ハ市役所ニ備付ケアリ)

(2) 死亡届 (本籍者ハ一通 寄留者ハ二通)

本籍	死亡届
戸主	死亡者
一、死亡ノ日時 一、死亡ノ場所	年月日生 年月日午時
右死亡候ニ付醫師死亡診斷書相添ヘ此段 及御届候也	届出人 氏 名
昭和 年 月 日	年月日生
字都宮市長 殿	

(届用紙ハ市役所ニ備付ケアリ)

(3) 寄留届 (届用紙ハ市役所ニ備付ケアリ)

本籍	寄留ノ場所	寄留年月日	世帯主ト其寄留者トノ關係	戸主ノ名及續柄	華士族別	職業	配偶者ガ共ニ寄留セサル時ハ其名	寄留者ノ氏名	生年月日	番地	本籍	世帯主	方
	宇都宮市 町	昭和 年 月 日											

イサ下テイ書ヲ番地ハ地番◎
ンセマリ要ハ諾承ノ主家ハ者居同◎

右住所寄留届出候也
 昭和 年 月 日
 右寄留ヲ承諾ス
 宇都宮市長 殿
 届出人 世帯主 氏名 印
 宇都宮市 町 番地
 家主又ハ 家屋管理人

(4) 復歸届 (出寄留者ガ本籍地ヘ歸つた時)
(届用紙ハ市役所ニ備付ケアリ)

復歸者 氏名	生年月日	外名	復歸ノ時 昭和 年 月 日	復歸ノ場所 本籍	右復歸及御届候也	届出人 氏名	宇都宮市長 殿

(5) 婚姻届 (用紙ハ二葉以上ニ亙ルモ差支ナシ)

本籍 戸主 某 何男 職(夫ト戸主トノ續柄)	右父(亡)本籍 全上 何男(夫ト父トノ續柄)	右母 本籍 全上 何女(妻ト父トノ續柄)	本籍 戸主 某 何女 職(妻ト戸主トノ續柄)	右父 本籍 全上 何女(妻ト父トノ續柄)	右母 本籍 全上 何女(妻ト父トノ續柄)	右婚姻及御届候也	市町村長 殿	右婚姻ニ同意ス

第三節 納稅期日一覽

納期限	一月卅一日	二月末日	三月卅一日	四月三十日	五月卅一日	六月三十日	七月卅一日	八月卅一日	九月三十日	十月卅一日	十一月卅一日
國稅	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期
縣稅	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期
宇都宮市	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期	納期別 四 期	納期別 一 期	納期別 二 期	納期別 三 期
稅目	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅
稅目	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅
稅目	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅
稅目	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅	所得稅 附加稅

昭和十一年二月十一日初版發行
昭和十二年三月廿三日訂正三版

〔非賣品〕

發行所 宇都宮市小學校聯合研究會

代表者 羽石朝太

宇都宮市小學校聯合研究會

不許複製

著作權

代表者 田村不二

宇都宮市旭町三丁目三、四、五

印刷者

代表者 坂本一好

宇都宮市旭町三丁目三、四、五

印刷所 株式三共社印刷所



例		凡														
↑	↑	↑	↑	↑	↑	着色部										
七米一等小路	二米二等大路第三類	一五米二等大路第二類	一八米二等大路第一類	二〇米二等大路第一類	二二米一等大路第三類	二三米一等大路第三類	二九米一等大路第二類	路線記號	路線等類	市街建築物通用區域	未指定地	工業地域	商業地域	住居地域	風致地域	都市計畫區域界

369
370



終

